京都市交通局会計規程の一部を改正する規程を公布する。 令和5年3月31日

京都市公営企業管理者 交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第43号

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程京都市交通局会計規程の一部を次のように改正する

京都市父連同会計規程の一部を次のように改正する。 				
改正前			改正後	
(定義)		(定義		
第3条 この規程において 次の各号に	て掲	笙3冬	この規程において	次の各号に掲

- 第3条 この規程において、次の各号に掲 げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1)~(2) (略)
 - (3) 予算担当課の課長等 企画総務部 総務課長(以下「総務課長」とい う。)、企画総務部職員課長(以下 「職員課長」という。)、企画総務 部財務課長(以下「財務課長」とい う。)、企画総務部研修所長、企画 総務部企画調査課長(以下「企画調 査課長」という。)、企画総務部営 業推進課長(以下「営業推進課長」 という。)、自動車部営業課長、自 動車部技術課長及び高速鉄道部営業 課長をいう。

(物品出納員及び物品副出納員)

第7条 物品出納員は<u>営業推進課長</u>をもって充て、物品副出納員は企画総務部営業

- 第3条 この規程において、次の各号に掲 げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1)~(2) (略)
 - (3) 予算担当課の課長等 企画総務部<u>企</u> <u>画総務課長</u>(以下「<u>企画総務課長</u>」と いう。)、企画総務部職員課長(以下 「職員課長」という。)、企画総務部 財務課長(以下「財務課長」とい う。)、企画総務部研修所長、企画総 務部企画調査課長(以下「企画調査課 長」という。)、企画総務部営業推進 課長、自動車部<u>管理課長</u>、自動車部技 術課長及び高速鉄道部<u>管理課長</u>をい う。

(物品出納員及び物品副出納員)

第7条 物品出納員は<u>企画総務部営業推進</u> 課担当課長(以下「営業推進課担当課 推進課管財係長をもって充てる。

(帳簿)

第11条 (略)

2 営業推進課長は、次の各号に掲げる帳 簿を備え、固定資産を整理しなければな らない。

(1)~(2) (略)

3~8 (略)

第32条 次の各号に掲げる経費の支出につ いては、前条の規定にかかわらず、支払 伝票をもって支出決定書案に代えること ができる。

(1)~(17) (略)

簿重複登載料

(19)~(20) (略)

(物品の価額の特例)

第52条 (略)

 $2 \sim 3$ (略)

算した価額が時価に比し著しく不適当で あると認められる場合その他特別の事由 によりこの価額により難い場合には、営 業推進課長は、関係のある課長等と協議 して帳簿価額の範囲内において別に価額 を定めることができる。

(直購物品の購入)

第62条 直購物品を購入しようとするとき | 第62条 直購物品を購入しようとするとき

長」という。)をもって充て、物品副出 納員は企画総務部営業推進課資産活用係 長をもって充てる。

(帳簿)

第11条 (略)

2 営業推進課担当課長は、次の各号に掲 げる帳簿を備え、固定資産を整理しなけ ればならない。

(1)~(2) (略)

 $3 \sim 8$ (略)

第32条 次の各号に掲げる経費の支出につ いては、前条の規定にかかわらず、支払 伝票をもって支出決定書案に代えること ができる。

(1)~(17) (略)

(18) 総務課長が必要と認めた電話番号 (18) 企画総務課長が必要と認めた電話 番号簿重複登載料

(19)~(20) (略)

(物品の価額の特例)

第52条 (略)

 $2 \sim 3$ (略)

4 第1項から第3項までの方法により計 4 第1項から第3項までの方法により計 算した価額が時価に比し著しく不適当で あると認められる場合その他特別の事由 によりこの価額により難い場合には、営 業推進課担当課長は、関係のある課長等 と協議して帳簿価額の範囲内において別 に価額を定めることができる。

(直購物品の購入)

は、予算担当課の課長等は、第31条の規定にかかわらず、所定の決定を経た物品購入決定書及び物品購入要求書を<u>総務課</u>長に送付しなければならない。ただし、新聞、図書刊行物、各種法規等の追録及び郵便切手等については、支出決定書案を作成し、所定の決定を経ることにより購入することができる。

2 (略)

(直購物品の契約)

第63条 総務課長は、前条の物品購入要求書により契約について契約予定者を選び、所定の決定を経て購入の手続をとらなければならない。

(直購物品の契約決定の通知)

第64条 <u>総務課長</u>は、前条の手続を完了 し、契約が決定したときは、決定通知書 等により契約者及び当該直購物品の購入 を要求した予算担当課の課長等に通知し なければならない。

(直購物品の検収)

第66条 直購物品の検収は、総務課長が行うものとする。

2 <u>総務課長</u>は、前項の検収を行う場合 は、当該直購物品の購入を要求した課長 等の立会いを要求することができる。

(直購物品の検収の委託)

第67条 総務課長は、自ら直購物品を検収することが困難な場合は、当該直購物品の購入を要求した課長等に検収を委託す

は、予算担当課の課長等は、第31条の規定にかかわらず、所定の決定を経た物品購入決定書及び物品購入要求書を企画総務課長に送付しなければならない。ただし、新聞、図書刊行物、各種法規等の追録及び郵便切手等については、支出決定書案を作成し、所定の決定を経ることにより購入することができる。

2 (略)

(直購物品の契約)

第63条 <u>企画総務課長</u>は、前条の物品購入 要求書により契約について契約予定者を 選び、所定の決定を経て購入の手続をと らなければならない。

(直購物品の契約決定の通知)

第64条 <u>企画総務課長</u>は、前条の手続を完了し、契約が決定したときは、決定通知書等により契約者及び当該直購物品の購入を要求した予算担当課の課長等に通知しなければならない。

(直購物品の検収)

第66条 直購物品の検収は、企画総務課長が行うものとする。

2 <u>企画総務課長</u>は、前項の検収を行う場合は、当該直購物品の購入を要求した課長等の立会いを要求することができる。 (直購物品の検収の委託)

第67条 企画総務課長は、自ら直購物品を 検収することが困難な場合は、当該直購 物品の購入を要求した課長等に検収を委 ることができる。

2 前項の規定により検収の委託を受けた 課長等は、当該検収の結果について、速 やかに物品検査報告書を作成し、<u>総務課</u> 長に提出しなければならない。ただし、 軽易な直購物品については、物品検査報 告書の提出を省略することができる。

(貯蔵物品の購入手続等)

第69条 <u>営業推進課長</u>は、物品購入決定書 案を作成し、所定の決定を経たのち、貯 蔵物品を購入するものとする。

2 (略)

(貯蔵物品の所要量の通知)

第70条 予算担当課の課長等は、その分掌 する業務の計画に基づいて、貯蔵物品の 所要量を決定して、その明細書を作成 し、あらかじめ<u>営業推進課長</u>に送付しな ければならない。

(貯蔵物品の所要量の変更)

第71条 予算担当課の課長等は、前条の明 細書を変更する必要が生じたときは、そ のつど<u>営業推進課長</u>に通知しなければな らない。

(貯蔵物品の価額の改定)

第77条 <u>営業推進課長</u>は、物価の変動その 他の理由により貯蔵物品の価額が著しく 不適当になったと認めた場合は、管理者 の決定を受けて適正な価額に改定しなけ ればならない。 託することができる。

2 前項の規定により検収の委託を受けた 課長等は、当該検収の結果について、速 やかに物品検査報告書を作成し、<u>企画総</u> 務課長に提出しなければならない。ただ し、軽易な直購物品については、物品検 査報告書の提出を省略することができ る。

(貯蔵物品の購入手続等)

第69条 営業推進課担当課長は、物品購入 決定書案を作成し、所定の決定を経たの ち、貯蔵物品を購入するものとする。

2 (略)

(貯蔵物品の所要量の通知)

第70条 予算担当課の課長等は、その分掌する業務の計画に基づいて、貯蔵物品の所要量を決定して、その明細書を作成し、あらかじめ営業推進課担当課長に送付しなければならない。

(貯蔵物品の所要量の変更)

第71条 予算担当課の課長等は、前条の明 細書を変更する必要が生じたときは、そ のつど営業推進課担当課長に通知しなければならない。

(貯蔵物品の価額の改定)

第77条 <u>営業推進課担当課長</u>は、物価の変動その他の理由により貯蔵物品の価額が著しく不適当になったと認めた場合は、管理者の決定を受けて適正な価額に改定しなければならない。

2 (略)

(貯蔵物品の帳簿たな卸の報告)

第81条 物品出納員は、毎年9月末日及び | 第81条 物品出納員は、毎年9月末日及び 3月末日に貯蔵物品の帳簿たな卸を行っ て、貯蔵物品出納状況報告書を作成し、 増収増客担当部長に提出しなければなら ない。

(工事施行の手続)

第87条 (略)

 $2 \sim 3$ (略)

4 課長等は、当該工事を請負契約により 施行しようとする場合は、工事施行決定 書に基づき、工事請負要求書を作成し、 総務課長に送付しなければならない。

第2節 管理

(固定資産の管理)

- 第94条 課長等は、次の各号に掲げる区分 により、固定資産の管理を行わなければ ならない。
 - (1) 有形固定資産
 - ア 自動車運送事業
 - (ア) 土地 営業推進課長
 - (イ)~(エ) (略)
 - イ 高速鉄道事業
 - (ア) 土地 営業推進課長
 - (イ)~(キ) (略)
 - (2) 無形固定資産
 - ア 自動車運送事業
 - (ア) 電話加入権 総務課長

2 (略)

(貯蔵物品の帳簿たな卸の報告)

3月末日に貯蔵物品の帳簿たな卸を行っ て、貯蔵物品出納状況報告書を作成し、 営業推進担当部長に提出しなければなら ない。

(工事施行の手続)

第87条 (略)

 $2 \sim 3$ (略)

4 課長等は、当該工事を請負契約により 施行しようとする場合は、工事施行決定 書に基づき、工事請負要求書を作成し、 企画総務課長に送付しなければならな V

第2節 管理

(固定資産の管理)

- 第94条 課長等は、次の各号に掲げる区分 により、固定資産の管理を行わなければ ならない。
 - (1) 有形固定資産
 - ア 自動車運送事業
 - (ア) 土地 営業推進課担当課長
 - (イ)~(エ) (略)
 - イ 高速鉄道事業
 - (ア) 土地 営業推進課担当課長
 - (イ)~(キ) (略)
 - (2) 無形固定資産
 - ア 自動車運送事業
 - (ア) 電話加入権 企画総務課長

- (イ) 借地権 営業推進課長
- (ウ)~(エ) (略)

イ 高速鉄道事業

- (ア) 電話加入権 総務課長
- (イ) 借地権及び地上権 営業推進課長

 $(\dot{p})\sim(\dot{r})$ (略)

(3)~(4) (略)

(固定資産の異動の通知)

第95条 課長等は、その所管の固定資産に ついて取得、喪失その他の異動があった 場合は、速やかに固定資産異動通知書を 作成し、<u>営業推進課長</u>に提出しなければ ならない。

2 (略)

(固定資産の亡失、き損等の報告)

第96条 課長等は、その所管の固定資産を 亡失し、又はき損した場合その他事故が あることを発見した場合は、直ちに文書 により<u>営業推進課長</u>を経由して管理者に 報告しなければならない。この場合にお いて、営業推進課長は、意見を付さなけ ればならない。ただし、乗合自動車車両 及び電車車両のき損については、この限 りでない。

(固定資産の現在高の通知)

第98条 課長等は、毎年3月末日現在において、その所管の固定資産に係る固定資産増減表及び固定資産現在高通知書を作成し、翌月10日までに営業推進課長に提

- (イ) 借地権 営業推進課担当課長
- (ウ)~(エ) (略)

イ 高速鉄道事業

- (ア) 電話加入権 企画総務課長
- (イ) 借地権及び地上権 <u>営業推進課担</u> 当課長

(ウ)~(オ) (略)

(3)~(4) (略)

(固定資産の異動の通知)

第95条 課長等は、その所管の固定資産について取得、喪失その他の異動があった場合は、速やかに固定資産異動通知書を作成し、営業推進課担当課長に提出しなければならない。

2 (略)

(固定資産の亡失、き損等の報告)

第96条 課長等は、その所管の固定資産を 亡失し、又はき損した場合その他事故が あることを発見した場合は、直ちに文書 により<u>営業推進課担当課長</u>を経由して管 理者に報告しなければならない。この場 合において、<u>営業推進課担当課長</u>は、意 見を付さなければならない。ただし、乗 合自動車車両及び電車車両のき損につい ては、この限りでない。

(固定資産の現在高の通知)

第98条 課長等は、毎年3月末日現在において、その所管の固定資産に係る固定資産増減表及び固定資産現在高通知書を作成し、翌月10日までに営業推進課担当課

出しなければならない。

2 <u>営業推進課長</u>は、前項の固定資産増減 表及び固定資産現在高通知書について必 要があると認めた場合は、課長等の所管 の固定資産を調査し、又は固定資産補助 台帳を審査することができる。

別表第1(第6条関係)

金銭収納員となる職	金銭副収納員とな		
	る収納員		
企画総務部 <u>総務課長</u>	企画総務部総務課		
	庶務係長		
(略)			
自動車部営業課長	自動車部 <u>営業課</u> 管		
	理係長		
(略)			
高速鉄道部 <u>営業課長</u>	高速鉄道部営業課		
	管理係長		
(略)			

別表第2 (第7条の2関係)

分任物品出納員とな	分任物品副出納員		
る職	となる収納員		
企画総務部 <u>総務課長</u>	企画総務部 <u>総務課</u>		
	<u>庶務係長</u>		
(略)			
自動車部 <u>営業課長</u>	自動車部 <u>営業課</u> 管		
	理係長		
(略)			

長に提出しなければならない。

2 <u>営業推進課担当課長</u>は、前項の固定資産増減表及び固定資産現在高通知書について必要があると認めた場合は、課長等の所管の固定資産を調査し、又は固定資産補助台帳を審査することができる。

別表第1(第6条関係)

金銭収納員となる職	金銭副収納員とな		
	る収納員		
企画総務部企画総務	企画総務部企画総		
課長	務課企画係長		
(略)			
自動車部管理課長	自動車部管理課管		
	理係長		
(略)			
高速鉄道部管理課長	高速鉄道部管理課		
	管理係長		
(略)			

別表第2 (第7条の2関係)

分任物品出納員とな	分任物品副出納員		
る職	となる収納員		
企画総務部企画総務	企画総務部企画総		
課長	務課企画係長		
(略)			
自動車部管理課長	自動車部管理課管		
	理係長		
(略)			

高速鉄道部営業課長	高速鉄道部営業課	高速鉄道部管理課長	高速鉄道部管理課
	管理係長		管理係長
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(企画総務部職員課)